

タイの入国規制とビザについて（更新情報）

【ポイント】

- 本年1月から、陸路・無査証でのタイ入国が暦年2回までに制限されています。
- 当地タイ大使館は現在、ラオスの滞在許可証なくラオスに住むラオス人の配偶者や子からも、タイへ入国するための数次（マルチ）査証の申請を受付けているとのこと。
- また同大使館によると、ラオスで登記されている会社に勤務してタイへ出張する方は、有効期間1年の数次ビジネス査証を申請できるとのこと。

【本文】

本年1月より、タイ政府は、日本の一般旅券所持者を含む大多数の外国人旅行者に対し、陸路・無査証でのタイ入国を暦年2回までに制限するという規制を実施しています。

日本大使館では、本年1月25日に、ラオスに長期滞在している皆様に配慮した運用内容を、当地タイ大使館領事部に確認して皆様にご案内しました。

今般、タイ大使館領事部より、一部の運用が改善されていることや、申請する際のアドバイス等の情報を入手しましたので以下のとおりお知らせします。

なお、個別具体的な申請時の提出書類等については、直接タイ大使館領事部までご確認ください。（021-453916（ビザ専用、13:30-16:30のみ）又は021-415337（領事一般））

1.（本年1月時点では、ラオスの長期滞在査証・滞在許可証を取得できないラオス人の配偶者や子については、タイの一次（シングル）査証しか申請できないとされていましたが、）現在では、人道的配慮から、ラオスに居住しているラオス人の配偶者であれば婚姻証明書、子であれば出生証明書等を提示してラオス人との家族関係を立証することで、タイの数次入国査証を申請することが可能。

2.（企業駐在員等で、ラオスの長期滞在査証・滞在許可証（1年有効）を取得している方は、ラオスの滞在許可証の残存期間に応じて最大6ヶ月間有効なタイの数次入国査証を申請できるが、これに加えて、）タイに出張する必要があるビジネスマンについては、（1）所属企業のラオスにおける登記簿、（2）タイの取引先からの招へい理由書、の提出があれば、「ビジネス数次査証」（有効期間1年、1回の滞在期間3ヶ月、手数料5,000バーツ）を申請することが可能。

3. その他、タイ大使館領事部より、（1）査証申請窓口は月曜と木曜が最も混雑するので、それ以外（火、水、金）に申請すると待ち時間が短くなる、（2）査証は原則として申請の

翌業務日に発給されるので、ラオスの長期滞在査証・滞在許可証を取得／更新したらずぐにタイの数次査証を申請するのが効率的、とのアドバイスがありました。

なお、日本政府はこれまで、本件規制によりラオス等のタイ周辺国に在留する邦人の皆様の生活に多大な支障を来していることをタイ政府に伝え、状況の改善を求め続けています。より具体的な説明をするために、皆様が実際に体験された困難やご不便の事例がありましたら、当館領事班へメールにてお知らせください (consular@vt.mofa.go.jp)。お寄せいただいた情報は、個人が明らかにならない一般的な形で、状況の改善に活用させていただきます（なお、タイの査証取得・タイへの入国に関する個別の支援・申入れ等はいたしかねますのでご了承願います。）。

【参考：本年1月25日領事メールご案内概要】

○企業駐在員（及び同家族）等、ラオスの長期滞在査証・滞在許可証（1年）を取得している方

暦年2回以上陸路でタイに入国する場合には、シングル査証（手数料1,000バーツ）及びマルチ査証（手数料5,000バーツ）の取得が可能。

マルチ査証の申請は年2回程度。最大有効期間は6ヶ月であるが、提出されたラオス滞在許可証・就労許可証の残余期間に応じた有効期間が付与される。

○ラオス人の配偶者としてラオスに居住しているが、ラオスの長期滞在査証・滞在許可証が取得できないことから、15日等の短期間で出国を余儀なくされている方

暦年2回以上陸路でタイに入国する場合には、シングル査証（手数料1,000バーツ）は回数制限なしに申請できるが、マルチ査証の申請はできない（※今回変更あり）。

○ラオスに無査証で入国、15日ごとにタイへの出入国を繰り返している方

暦年2回以上陸路でタイに入国する場合には、シングル査証（手数料1,000バーツ）の申請が必要だが、タイにおける滞在期間の長さ等を考慮して申請回数が暦年2～4回に制限される（タイにおける滞在期間が毎回長い場合には、申請の不受理等が検討される。）。

○急病等でタイにある病院に緊急移送する必要がある患者が、同年、すでに無査証・陸路でタイに2回入国していた場合には、原則として、タイ入管でも人道的配慮に基づき、無査証による入国を許可することになっている。その場合、入国審査官が急病患者であることを認識できる必要がある。一番簡単な方法としては、タイ側病院から救急車を派遣してもらい、それでタイに渡航することであるが、急患が私用車でタイ側に渡航しようとする場合には、直ちにタイ側病院において治療することが必要であることを入国審査官に説明する必要がある。

【問い合わせ先】

在ラオス日本大使館領事班

電話：021-414-400～403

メール：consular@vt.mofa.go.jp